

投資信託累積投資規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、お客様と松井証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資に関する取り決め（以下「本規程」といいます。）です。

2. 本規程に特段定めがない事項は、松井証券取引規程および投資信託口座取引規程によるものとします。

第2条（契約の申込み）

累積投資の対象となる投資信託は、当社が定める銘柄とします。なお、取り扱い状況等により、当社が定める銘柄は変更されることがあります。

2. お客様は、投資信託ごとに累積投資契約（以下「本契約」といいます。）を申込みことができます。

3. 前項の申込みは当社所定の方法により行うものとし、当社が承諾した場合に本契約が締結されるものとします。

第3条（金銭の払込み）

お客様は、累積投資に係る投資信託の取得にあてるため、当社が定める金額以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を、投資信託口座に払い込むものとします。

2. 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

第4条（取得の申込み、時期および価額）

お客様は、投資信託の取得を申込み場合、申込金額を明示して、当社所定の手続きによりこれを行うものとします。

2. 当社は、お客様から累積投資に係る投資信託の取得の申し込みがあった場合には、当社所定の方法により、遅滞なく当該投資信託の取得を行います。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には取得の申し込みができません。

3. 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、取得の申込みの受付が中止され、またすでに行われた取得の申込みの受付が取消されることがあります。

4. 第2項の取得価額は、当該投資信託の目論見書記載の価額となります。なお、当該価格

に基づく当該投資信託の当社所定の取得手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を、払込金の中から当社が申し受けます。

5. 取得された投資信託の所有権およびその元本または果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

第5条（果実の再投資）

累積投資にかかる投資信託の果実は、お客様に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、お客様の口座に繰り入れ、その全額をもって当該投資信託の目論見書に記載する取引にしたがい、当該投資信託を取得します。この場合、取得の手数は無料とします。ただし、お客様があらかじめ果実の再投資を希望せず、受取の意思表示をされ、当社が認められた場合はこの限りではありません。

第6条（解約）

本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様から解約の申出があったとき
- (2) 当社が累積投資のサービスを営むことができなくなったとき
- (3) 本契約にかかる投資信託が償還されたとき
- (4) 松井証券取引規程に定める口座解約事由に該当したとき
- (5) やむを得ない事情により、当社が解約を申出たとき

第7条（規程の改定）

本規程の改定に関する取扱いは、松井証券取引規程の定めを準用します。

以上
2020年4月